

新型コロナウイルス感染症を予防しよう！

新型コロナウイルス感染症の対策には、手洗いや咳エチケットを心掛けることが重要で、換気が悪く人が密集し、会話や発声のある場では特に注意が必要です。

また、一人ひとりが健康を維持していくことにも心掛けましょう。



▲最新情報は
こちらから

ID 1022474

あなたはできている？再度確認！

予防する2つのポイント

① こまめな手洗い

石けんを使ってこまめな手洗いや、手指消毒用アルコールを使って消毒をしよう。

1 手のひら

2 手の甲

3 指先・爪の間



4 指の間

5 親指

6 手首



② 咳エチケット

他の人にうつさないために、咳エチケットを守ろう。

- ▼マスクを着用する。
- ▼ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻をおおう。
- ▼上着の内側や袖で口や鼻をおおう。

！健康を維持していくことも大切です

十分な食事と睡眠、適度な運動にも心掛けましょう。体調がおかしいと感じたら、外出を控え、毎日、体温を測定しましょう。

🌟 こんな時は相談してください

- ▼風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日(※)以上続く。
- ▼強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ※高齢者・妊婦、呼吸器疾患の基礎疾患などがある人は、2日程度上記のような症状が続く場合。

帰国者・接触者相談センター(保健所保健予防課)

■ 平日

▼ 時間 午前8時30分～午後5時15時。

▼ 問い合わせ先 ☎(626)1114

■ 夜間、土・日曜日、祝休日の緊急連絡先

▼ 問い合わせ先 ☎(626)1135

■ 聴覚障がいの方はファクスで相談できます

▼ 日時 平日、午前8時30分～午後5時15分。

▼ 相談方法 ファクス(氏名・連絡先・相談内容を明記)で、FAX(626)1113へ。

■ その他 相談センターで相談の上、感染症の疑いがある場合は、帰国者・接触者外来の受診を案内し、必要に応じてPCR検査を行います。

❓ 新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな相談窓口

(3月17日時点)

事業者・労働者支援

ID 1022689 ID 1023061

経営に影響を受けている中小企業者などを対象に、融資制度を設けています。

☎ 商工振興課 ☎(632)2433

悪質商法にご注意を

ID 1022979 ID 1022997

身に覚えのないメールや金銭の要求を受けた場合、その場で判断することなく、もう一度よく考えましょう。少しでも不安を感じたら、消費生活センターへ。

☎ 消費生活センター ☎(616)1547

ごみの処理

ID 1023057

使い終わったマスクやティッシュなどをごみ出しする場合、これまで通り、ごみ袋に入れ、封をすることで新たな感染をもたらすおそれはないとされています。

☎ ごみ減量課 ☎(632)2423

税の申告期限などが延長

ID 1023059

所得税の確定申告、市民税・県民税申告の申告期限などを4月16日まで延長します。詳しくは、36ページをご覧ください。

☎ 市民税課 ☎(632)2217

イベント・施設

ID 1022942 ID 1023007

感染拡大を考慮して、広報うつのみや4月号に掲載されているイベントや施設などが今後、中止・休館になる可能性があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

その他

ID 1022474

市ホームページでは、紙面に掲載した情報の他、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口や本市の対応などの情報を、随時更新してお知らせしています。



▲最新情報は
こちらから